

総行マ第36号
令和3年8月27日

各都道府県知事殿
各指定都市市長殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
施行令等の一部を改正する政令等の公布について（通知）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の改正により、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が個人番号カードの発行を担うことが明確化されたところですが、令和3年9月1日の施行に向けて、下記の政令、省令及び告示が定められましたので、通知します。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第236号）【令和3年9月1日施行】

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号利用令」という。）の一部改正

(1) 個人番号カードの発行及び交付に関する規定の整備等

整備法による改正後の番号利用法第16条の2第1項及び第17条において政令で定めることとされた個人番号カードの発行及び交付の手続に関して、以下のとおり規定することとした。

- ・ 個人番号カードの交付申請書は、機構に提出するものとする。（第13条第1項関係）
- ・ 個人番号カードの交付申請書は、住所地市町村長（総務省令で定める事情があるときは、住所地市町村長以外の市町村長又は住所地市町村長）を経由して提出することができるものとする。（第13条第2項関係）
- ・ 機構は、交付申請書の提出を受けたときは、個人番号カードを発行し、住所地市町村長に送付するものとする。（第13条第3項関係）

(2) その他

条項ずれへの対応その他所要の改正を行うこととした。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第249号）の一部改正

条項ずれへの対応その他所要の改正を行うこととした。

第2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第83号）【令和3年9月1日施行】

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード等省令」という。）の一部改正

(1) 個人番号カードに関して機構が行う事務に係る規定の整備

整備法による改正後の番号利用法第16条の2第2項において、機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとされたことを踏まえ、改正前の個人番号カード等省令第35条第1項により市町村長からの委任を受けて機構が実施していた事務のうち、以下の事務を機構の事務として規定することとした。（第23条の2関係）

- ・ 個人番号通知書及び交付申請書の作成及び発送
- ・ 個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理
- ・ 交付申請書及び再交付申請書の受付及び保存
- ・ 電話による個人番号カードの利用の一時停止に係る届出の受付
- ・ 改正後の個人番号カード等省令第35条第1項の規定により市町村長から委任された事務

(2) 個人番号カードの発行に関する規定の整備

第1の1の番号利用令の改正を受けて、機構は、番号利用令第13条第1項又

は第2項の規定により提出を受けた交付申請書に不備がないことを認めるときは、個人番号カードに関する技術的基準に適合するように個人番号カードを発行する旨、規定することとした。（第23条の3関係）

(3) その他

第1の番号利用令の改正により交付申請書の提出先が機構とされたこと、整備法による改正後の番号利用法等において個人番号カードに関する機構の事務が定められたこと等に伴い、所要の規定を整備することとした。

2 住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）の一部改正

整備法による番号利用法の改正等により個人番号カードに関する機構の事務が定められたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。

第3 個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件（令和3年総務省告示第303号）【令和3年9月1日施行】

個人番号カード等に関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号。以下「技術的基準」という。）について、以下の改正を行うこととした。

(1) 個人番号通知書及び個人番号カード等の作成に当たって機構が実施すべきセキュリティ対策等の明確化

整備法による改正後の番号利用法等において機構の事務が定められたこと等に伴い、改正前の技術的基準において市町村長が委託先事業者等（機構を含む。）に実施させるものとして規定していた個人番号通知書及び個人番号カード等の作成にあたってのセキュリティ対策等について、機構が実施するものとして規定することとした。

(2) その他所要の改正を行うこととした。